

保護者各位

令和4年2月3日
小月保育園

新型コロナウイルス感染症により臨時休園等した場合の 保育料及び給食費の取扱いについて

山口県では、2月20日までの新型コロナウイルス感染症まん延防止重点措置の期間延長に伴い、なお一層の対策が求められています。保護者の皆様におかれましては、日ごろから同感染症の拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、同感染症のお休みなどによる保育料や給食費の取り扱いについてご質問がありましたので、市に確認したところ、次のように回答を得られました。

本市では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、公私立保育園及び公私立認定こども園に在園する0～2歳児（3号認定子ども、ただし満3歳の2号認定子どもを含む）については、「本市の要請・同意により保育園等の一部又は全部を休園した場合」及び「保育園等は開園しているが、感染や濃厚接触により一部の子どもに対し、本市（保健所や医師を含む）から登園回避の要請・同意を行った場合」、保育料の日割り計算を行う。

これにより市と協議したところ、この度、保育料の返金があるのは次の場合となります。

- ・クラスを閉鎖し、消毒をした1月26日分(下のクラスが該当)
- ・陽性、あるいは濃厚接触者(疑いでは該当せず)となった園児が出席停止となる日数分(該当者)

1月27日から31日までの自宅自粛をお願いした期間のお休みには保育料の返金はありませんのでご了承ください。

また、給食費については各園の方針に任されているところですが、給食費も市の保育料に準じて次のようにいたします。

- ・クラスを閉鎖し、消毒をした1月26日分(上のクラスは該当せず)
- ・陽性、あるいは濃厚接触者となった園児が出席停止となる日数分(該当者)

また、当園で給食費が返金となるのは入院や里帰り出産など長期（半月以上）欠席を前もって届けられる場合で個別対応しております。単発的なお休みの給食費の返金はありませんので、ご了承ください。

濃厚接触者に該当した場合の自宅自粛期間の短縮について

メディアなどの情報でご承知かと思いますが、濃厚接触者に該当した場合の自宅自粛期間が次のように短縮されました。

- ・陽性者との最終接触の翌日から7日間の外出自粛（待機期間）が8日目解除となりますが、10日間は健康観察等が必要となります。（今後も状況は変わると考えられますので、ご注意ください）

下関市でも、保健所や関連機関は同感染症の急増でひっ迫しています。当園でも職員が自宅自粛となる場合があります。今後も保護者の皆様にご協力をいただくことがあると思いますが、どうぞ、よろしく願いいたします。